

障 第 4 7 6 号
令和 2 年 7 月 1 4 日

障害福祉サービス事業所運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度相談支援従事者現任研修の中止に伴う臨時的な取扱いについて

本県の障がい福祉の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年度の相談支援従事者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け実施時期や方法について検討していたところですが、相談支援従事者現任研修については中止することといたします。

令和 2 年 2 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡において、新型コロナウイルス感染症への対応のため現任研修または更新研修が延期または中止された結果、現任研修等を修了することができない相談支援専門員等については、都道府県が認める期間内は現任研修等を修了したものとみなすことができる旨の通知がされています。

本事務連絡を踏まえ、今年度の現任研修が中止されたことにより現任研修を修了することができなかった相談支援専門員については、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、この取扱いについては市町村障がい福祉担当課にも通知しています。

記

1 取扱い内容

令和 3 年 3 月 31 日に相談支援従事者現任研修の受講期限を迎える者について、**令和 4 年 3 月 31 日まで**は現任研修を修了した者とみなす。

2 対象者

令和 3 年 3 月 31 日に相談支援従事者現任研修の受講期限を迎える者

(以下の (1) または (2) に該当する者)

(1) 平成 22 年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成 23 年度～平成 27 年度に実施された現任研修を修了した者のうち、平成 28 年度～令和元年度に実施された相談支援従事者現任研修を修了していない者。

(2) 平成 27 年度相談支援従事者初任者研修を修了した者のうち、平成 28 年度～令和元年度に実施された現任研修を修了していない者。

3 修了証の取扱いについて

今回の臨時的な取扱いにあたり、現任研修の修了証の発行は行いません。

市町村等から資格の保有状況を確認される場合には、臨時的な取扱いの対象者であることが分かるよう、これまでに受講した相談支援従事者研修の修了証書を提示してください。

4 その他

対象者については、臨時的な取扱いの期間中に現任研修を受講しなければ相談支援専門員の要件を満たさなくなるため、令和 3 年度に実施予定の現任研修を必ず受講していただきますようお願いいたします。

【担当】

療育・相談支援グループ 芦矢

TEL : 0852-22-6527

FAX : 0852-22-6687